

議案第28号	債権の放棄について
都市計画課	市の債権（市営住宅使用料）を放棄するにつき、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるもの。
内 容	<p><b>【債権金額】</b> 1,065,900 円</p> <p><b>【放棄の理由】</b> 債務者は、家賃等の滞納による建物明渡等請求訴訟の後退去しており、当該訴訟の確定判決に係る消滅時効の期間が満了していること及び居所不明であることから、債権の回収が見込めないため。</p>